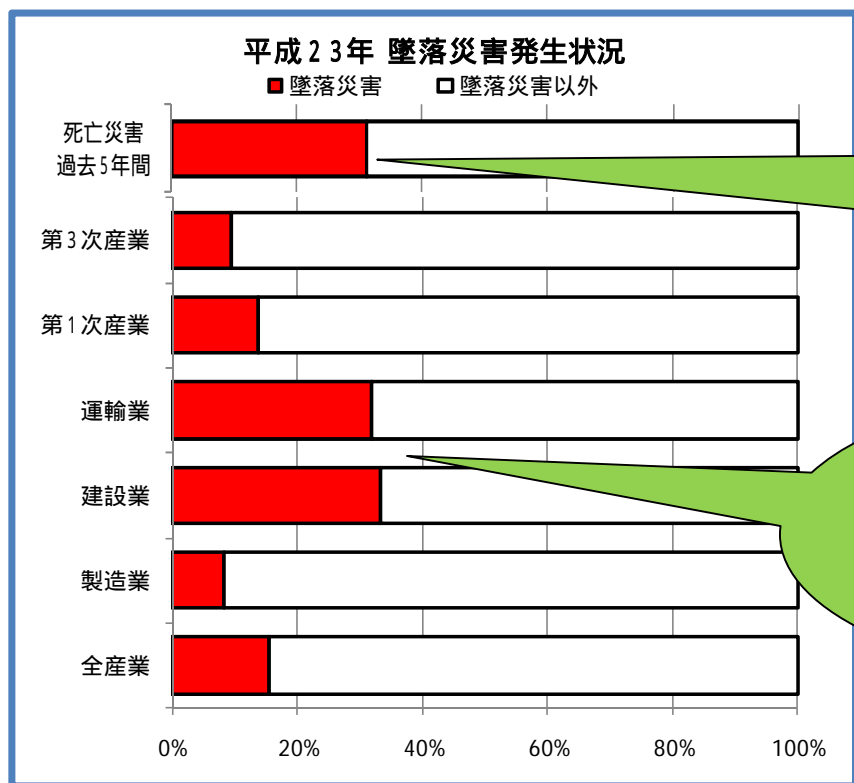


墜落災害防止強調月間

三重労働局・労働基準監督署

- 墜落災害は、建設業と運輸業において、多く発生しています。
- 墜落災害は、重篤な負傷、障害になる傾向があります。
- 死亡災害の1/3は、墜落災害です。
- 墜落災害は、発生可能性及び重篤度が高く、リスクレベルが高いです。



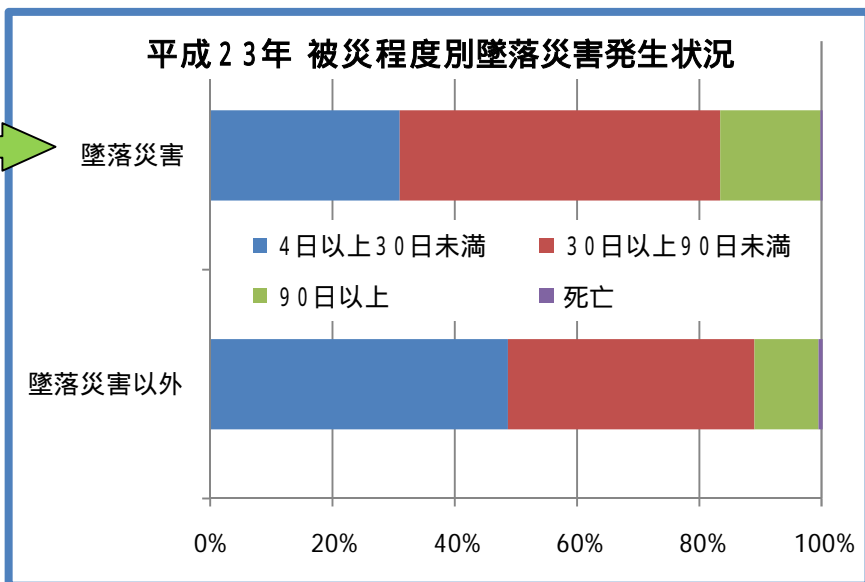
全産業での死亡災害の1/3は墜落災害！！

建設業と運輸業の災害の1/3は墜落災害！！

墜落災害は、他の災害と比べ重篤な災害の割合が高い！！

墜落災害のリスク評価

リスク評価		重篤度		
		軽度	中程度	致命的
発生可能性	低			
	中			
	高			



墜落災害防止強調月間 実施要綱

1 趣 旨

三重県下における労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、近年は減少率が鈍化し、着実な減少とはいえない状況です。平成23年には、死亡者数16名と過去最小値になったものの、死傷者数は2257人と平成22年より2パーセント減少とわずかな減少となりました。

災害の種類をみると、墜落・転落による労働災害（以下「墜落災害」という。）が16パーセントを占め、転倒災害に次いで多くを占めている状況にあり、墜落災害の被災程度をみると、他の災害と比べ重篤な災害になる傾向を示しており、過去5年間の死亡災害をみると、墜落災害が31パーセントを占める状況にあります。

業種別にみると、建設業及び運輸交通・貨物取扱業（以下「運輸業」という。）においては墜落災害が約1/3を占めています。

このようなことから、墜落災害の発生可能性及び重篤度に基づくリスク評価は、リスクレベルが高く、リスク低減措置の優先度が高いため、墜落災害の防止を最重点とした対策を講じる必要があります。

そこで下記の期間中、事業者、労働者、行政が一体となって、墜落災害防止対策の徹底を図ることとしました。

2 期 間

平成24年7月1日～7月31日

3 実 施 者

三重労働局、県下各労働基準監督署、各事業場

4 実 施 事 項

(1) 三重労働局の実施事項

墜落災害防止リーフレットの配布等による周知・啓発を行う。

建設業関連団体及び運輸業関連団体等への協力要請を行う。

(2) 各労働基準監督署の実施事項

期間中、監督署職員による集中的な個別指導、監督指導を実施する。

墜落災害防止のための事業場に対する周知・啓発を行う。

(3) 事業場の実施事項

経営トップが、「墜落・転落」災害の撲滅を最重点とした安全パトロールを実施し、作業場所の墜落によるリスクの低減を図る。特に、足場からの墜落防止措置の徹底を図る。

足場上での高所作業を行う際には、計画段階から墜落災害防止対策を考慮し、工法の選択を行うとともに、労働安全衛生規則に基づく定措置の徹底及び「より安全な措置」の採用を行う。

墜落災害の防止対策と併せて、職場における熱中症の予防対策を徹底する。